

# フードバンク ご利用案内

フードバンクをご活用ください。



フードバンクとは、包装の破損や印字ミス、賞味期限に近づいた等といった理由から、品質には問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を、企業や個人等から引き取り、必要としている福祉施設・団体等や生活困窮者へ無償で提供する活動で、食品ロスを食のセーフティネットへと役立てています。フードバンクちばでは、地域の関係機関と連携し、生活困窮のために食品確保が困難な方々を対象に、無償で食品を提供しています。フードバンクちばは民間のボランティア団体であり、食品の行き来に伴う経費（倉庫家賃・配送料・梱包費等）は善意の寄付や会費を基盤としています。また、日々の活動は大勢のボランティアの皆さんのご協力に支えられているということもご理解の上、ご利用ください。

## 食品が届くまで

利用者の確定



担当機関が申請書に記入



フードバンクちばが受理



食品の梱包および発送

利用者については、担当機関において詳細を把握し、確定してください。

食品は、いただいた情報をもとに生活状況や家族構成等を考慮して梱包します。

**基本は1世帯緊急時に1度のご利用となります。**

諸事情により複数回の支援が必要な場合は、申請書に希望の支援期間と回数をご記入いただき、申請書はその都度お送りください（定期配送は行っておりません）。

● 配送日時は、利用者と相談の上決定してください。

※ 配送の場合は時間指定が可能です。午前中・12:00～14:00・14:00～16:00・16:00～18:00・18:00～20:00・20:00～21:00の中から選択ください。

● 諸事情等で利用者の住所、氏名等については空欄でも構いません。

※ 住所の記載のない場合は、担当機関を通じてお届け願います。担当機関宛に配送、あるいは担当機関の方が直接フードバンクちばに受け取りに来てください。

● 「申請書」はFAXで、当日15時までに申請いただければ翌日着で対応が可能です。土日祝日の対応は行っておりません。

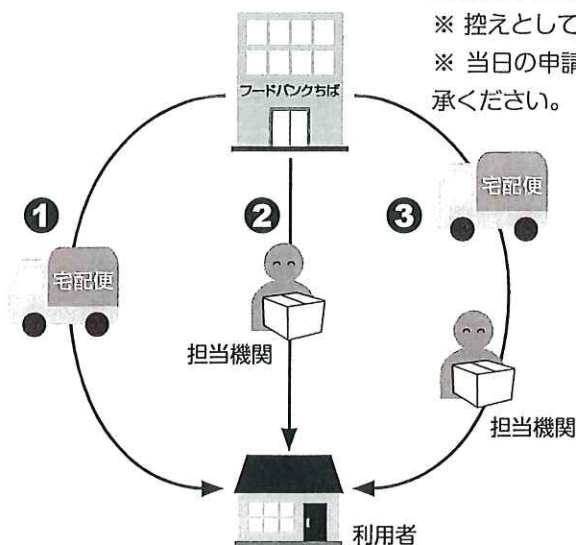
※ 控えとして、コピーを1部保管してください。

※ 当日の申請件数により、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## 配送ルート

配送ルートは以下より選択してください。その他状況に応じてご相談に応じます。

- ① 利用者宅まで宅配便で直接配送します。
- ② 担当機関がフードバンクちばで受領のうえ、利用者にお渡しください。
- ③ 担当機関まで宅配便で配送のうえ、利用者にお渡しください。



フードバンクちば ワーカーズコープちば 企業組合労協船橋事業団 サポートセンターオアシス内

〒263-0023 千葉市稲毛区緑町1-25-11コーポ立花101 ☎043-375-6804 📠043-242-8900 ✉fbchiba@jigyoudan.com 🌐http://foodbank-chiba.com

## フードバンクちばの挑戦



日本では、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品が大量にある一方で、日々の食べ物に困っている方々が増え続けているという現実があります。

『フードバンクちば』は、ご家庭や職場で余っている食品をいただいて、福祉施設や困っている方々にお届けしています。両者の間の橋渡しとしての役割を担っていきたくて考えています。

フードバンクの活動は、無償で引き取った食品を無償で分配するため、食品の行き来に伴う収益は全くありません。逆に物流・保管・運営等に経費がかかってしまいます。またフードバンクの活動が認知される一方で、寄贈量も支援量を右肩上がりが増えており、活動を維持するための基盤作りが急務となっております。

フードバンクをご活用いただいている福祉関係団体やフードバンクの活動へのご支援をお考えの皆さま、ぜひサポート会の会員となって、財政面からバックアップをお願いいたします。合わせてボランティア活動を通じて、地域のささえあいの取り組みにもご参加いただければ幸いです。

地域の貧困問題の解決にフードバンク活動が貢献できるよう努力してまいりますので、『フードバンクちば』に皆様のご理解とご支援、およびご協力をお願いいたします。

『フードバンクちば』代表 菊地 謙

### ● ご寄付のお願い

ご寄付も受け付けております。ご都合に合わせてご協力をお願いいたします。ご協力には下記郵便振替口座をご利用ください。

#### ● 郵便振替口座

口座名義：フードバンクちば 口座番号：00150-2-652117

#### ● ゆうちよ以外からの振込先

銀行名：ゆうちょ銀行 種別：当座 支店名：〇一九店

口座番号：0652117 口座名義：フードバンクちば

### ● お問い合わせ

ボランティア活動に参加してみたいという方を随時募集しています。またフードバンク活動についての詳細などお気軽にお問い合わせください。(平日 10:00 ~ 18:00)



電話



FAX

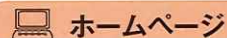
043-375-6804 043-242-8900

※スタッフ不在の場合は、留守番電話にお名前とご連絡先電話番号をお話しく下さい。折り返しこちらからご連絡いたします。



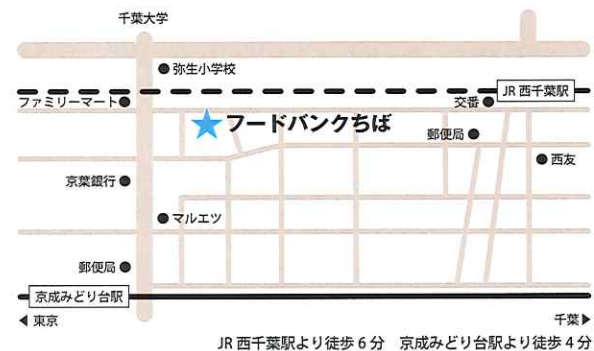
Eメール

[fbchiba@jigyoudan.com](mailto:fbchiba@jigyoudan.com)



ホームページ

<http://foodbank-chiba.com>



### 『フードバンクちば』

〒263-0023 千葉市稲毛区緑町 1-25-11 コーポ立花 101

## フードバンク ちば サポート会

## 入会のご案内



「食べ物を大切にしたい…」 「困っている方の役に立ちたい…」、という皆さまの温かい心をお寄せください。

## 入会のご案内

### 入会方法

入会をご希望の方は、フードバンクちば宛に下記の入会申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込みください。ホームページからも申込み可能です。会費を下記口座にご入金いただければ手続きは完了です。

#### ● 会費

個人サポート会員：1口2,000円/年(1口以上)

法人・団体サポート会員：1口10,000円/年(1口以上)

### 会費納入先

#### ● 郵便振替口座

口座番号：00160-8-486977

口座名義：フードバンクちばサポート会

#### ● ゆうちょ以外からの振込先

銀行名：ゆうちょ銀行 種別：当座 支店名：〇一九店

口座番号：0486977

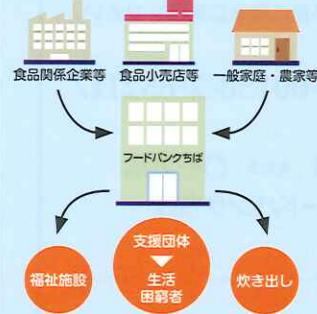
口座名義：フードバンクちばサポート会

## フードバンクちばサポート会入会申込書

平成 年 月 日

会員種別	① 個人サポート会員 1口2,000円 × <input type="checkbox"/>
	② 法人・団体サポート会員 1口10,000円 × <input type="checkbox"/>
お名前 (団体の場合は代表者名)	
所属・役職名 (会社・団体名)	
ご住所	〒
電話連絡先	( )
メールアドレス	@
備考 ご意見やご質問などありましたらお書きください。	

#### ● 支援者より寄付・寄贈



#### ● 利用者へ無償で提供

食品を集める  
**集**

食品を届ける

働く場づくり

**届** **働**

## フードバンクちばサポート会 規約

### 第1条 (名称)

本会の名称を「フードバンクちばサポート会」と称する。

### 第2条 (所在地)

本会は、事務所を千葉県稲毛区緑町1-25-11-101 ワーカーズコープちば サポートセンターオアシス内に置き、本会の住所地とする。

### 第3条 (目的)

本会は、フードバンクちばを経済的に支援し、フードバンクちばの運営に協力して、その発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (設立日)

本会の設立日は、以下のとおりとする。

2016年6月11日

### 第5条 (会員の資格)

本会の会員は、フードバンクちばの目的・活動に賛同し、会費を納入してフードバンクちばの活動を支える個人および法人・団体とする。

### 第6条 (会員の種類)

本会の会員は、個人が入会する個人サポート会員と、法人・団体が入会する団体サポート会員の2種類とする。

### 第7条 (役員)

本会に役員として代表1名を置く。

### 第8条 (代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

### 第9条 (会費)

本会の会員は次の会費を納入するものとする。

1. 個人サポート会員：1口2,000円/年とし、1口以上を負担する。

2. 法人・団体サポート会員：1口10,000円/年とし、1口以上を負担する。

### 第10条 (会費の用途)

本会の会員が納入した会費は、フードバンクちばへの用途を特定しない寄付金として取り扱う。

### 第11条 (特典)

本会の会員はフードバンクちばが主催するイベントへの優待を受けることができる。また、フードバンクちばが発行するニュースレターを受け取ることができる。

### 第12条 (脱退)

本会の会員が脱退しようとするときは、退会の1カ月前までにフードバンクちばに届け出るものとする。

### 第13条 (会員資格の喪失)

本会の会員は、次の各号に該当するときは、資格を喪失するものとする。

- (1) 所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。
- (4) 所定の会費を継続して2年間に渡り滞納が生じたとき

### 第14条 (その他)

本会の運営について本規約に定めのない事項はフードバンクちば運営委員会で決定する。

## 附 則

1. この規約は、フードバンクちばサポート会設立日である、2016年6月11日より施行する。

以 上